アライグマの被害にご注意を！

被害が増えてくる時期になりました

「近ごろ家の天井裏で何かがガタガタ、ミシミシと歩くような音がする」

春から初夏にかけ、このようなお問い合わせが多くなってきます。

原因は？

このような場合、アライグマやハクビシンといった野生動物が、天井裏に住み着いてしまっていることが多くあります。これらの動物は夜行性であるため、夜間に天井裏を出入りし、活動します。

まず自らの被害対策をとりましょう

町では、アライグマの継続的な防除活動を実施しています。捕獲頭数は年々増加し、現在では年間180頭を超すアライグマが捕獲されています。しかし、被害を防ぐためには捕獲を行うだけでなく、各家庭で進入を防ぐ対策や、動物を呼び寄せないための対策を実施することが必要です。野生動物から被害を受けにくくするためには、次のような対策が挙げられます。

《動物のすみかとなる場所を与えない》

○屋根や天井裏への侵入口となりうる箇所を補修し、家屋内への侵入を防ぐ

○物置や納屋などの戸締りを行う

《動物を食物で呼び寄せない》

○家の外に生ごみを置いておかない

○畑や家庭菜園等を行っている場合には収穫時期前後に電気柵や防護柵を設置し、食害を防ぐ

○取り残した野菜や果実を畑に放置しない

⚠ 自分で捕まえるのはダメ!!

アライグマは私たちの生活に被害を及ぼす動物ですが、アライグマを含む野生鳥獣の捕獲は『鳥獣保護管理法』で原則禁止されています。捕獲を行うには、法における捕獲の許可を得るか、狩猟者登録を受ける必要があります。

また、アライグマは『外来生物法』により特定外来生物に指定され、飼養（飼育・栽培・保管・運搬）販売・輸入が原則禁止されており、防除を行うこととしている動物です。特定外来生物を飼養、譲渡したり野外へ放ったりした場合には罰則があります。

むやみに捕まえたり放したりすると、罰則の対象となる恐れがあります。違法な捕獲行為は絶対にやめてください。

お知らせ

町では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマの捕獲を実施しています。アライグマを自宅や近所で見かけたり、被害にあったりした場合は情報をお寄せください。

また、県では同計画に基づき、アライグマを捕獲するための捕獲従事者養成研修会を年に数回開催しています。研修を修了し、町に従事者登録の手続きを行うと『鳥獣保護管理法』の捕獲の許可を必要とせずにアライグマの捕獲を行えるようになります。講習会が開催される時は、町公式ホームページでお知らせしますので、興味のある方はご確認ください。

問い合わせ／生活環境エコタウン課（☎581・2121内線2223・2224）へ。

可燃ごみの持ち込み施設搬入先変更のお知らせ

4月1日からの可燃ごみの持ち込み（自己搬入）について

引越しなどにより、多量の可燃ごみが出た場合には、江南清掃センターおよび深谷清掃センターへ持ち込むことができますが、同センターの基幹改良工事に伴い、それぞれ一定期間搬入先が変更となります。

※期間中、受け入れ可能な施設では、大変混雑が予想されます。ご協力をお願いします。

●家庭から出た、可燃ごみの持ち込み（家庭系自己搬入）

変更期間	搬入先施設	備　考
4月1日㈮～5月31日㈫	深谷清掃センター 熊谷衛生センター	江南清掃センターは受け入れ不可
7月1日㈮～8月31日㈬	江南清掃センター 熊谷衛生センター	深谷清掃センターは受け入れ不可

※6月および9月以降については、通常どおり受け入れを行います。

●事業活動に伴い出た、可燃ごみの持ち込み（事業系自己搬入）

変更期間	搬入先施設	備　考
4月1日㈮～5月31日㈫	深谷清掃センター	江南清掃センターは受け入れ不可

※上記以外の期間については、通常どおり受け入れを行います。

●問い合わせ

熊谷衛生センター	江南清掃センター	深谷清掃センター
熊谷市西別府583番地1	熊谷市千代9番地	深谷市樫合750番地
☎532・2021	☎536・5745	☎571・0799

4月1日からライターの処分方法を変更します！

従来

燃料を抜き、プラスチック部分は分離して可燃ごみへ。それ以外は不燃ごみ（その他）へ。

変更後

燃料を抜き、分解せずにライターだけを透明袋に入れて不燃ごみ（その他）へ。他の不燃ごみと混ぜて出さないでください。

問い合わせ／生活環境エコタウン課（☎581・2121内線221）へ。

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）に関するお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。

◎対象となる方

平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

◎支給額

支給対象者1人につき3万円

※申請期間等については、4月下旬に郵送する支給対象者宛ての通知でご確認ください。

◎問い合わせ

「臨時福祉給付金」窓口
役場2階中心市街地活性化推進室隣
☎581・2121（内線126・127）

確認じゃ！

高齢者向けの給付金を装った「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」にご注意ください。

ご存じですか？

スポーツ安全保険

スポ安ネット 検索

「スポーツ安全保険」とは、スポーツ活動だけでなく、文化・ボランティア活動時に発生した事故等も対象となる保険で、町内でも多くの団体が加入しています。なお、一部内容に変更がありましたので、詳しくは生涯学習課備え付けのパンフレットでご確認ください。

加入対象／4人以上の団体
対象となる事故／団体管理下での活動中やその往復中の事故など
補償内容／傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険
保険期間／平成28年4月1日午前0時～平成29年3月31日午後12時
申し込み方法／生涯学習課で配布している申し込み用紙に必要事項を記入し、郵便局で掛金を払い込み後、加入依頼書を公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部に郵送してください。

なお、スポ安ねっと（http://www.spokyo.jp/spoannet.html）によるインターネットでの加入手続きも可能です。

問い合わせ／
公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部
☎048・（779）・9580
生涯学習課☎581・2121（内線531）

ライトアップします！

鉢形城の桜・エドヒガン

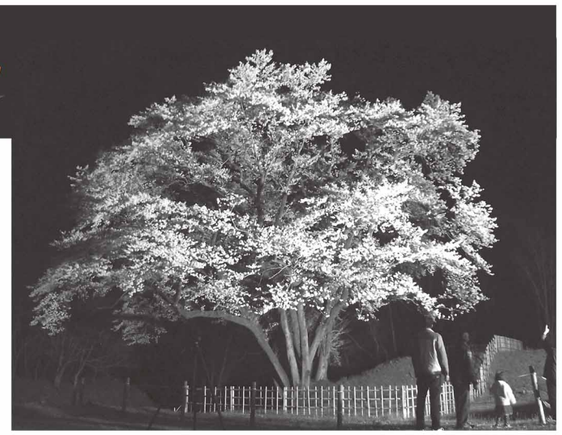

鉢形城公園内にある町の天然記念物「鉢形城の桜・エドヒガン」の開花に合わせ、今年もライトアップを行います。

エドヒガンはその名のとおり、春の彼岸時期に開花する桜です。樹齢１５０年を超えると推定され、笠鉾状に広がった枝いっぱいに見事な花が咲き誇ります。

期間／3月20日㈰～4月10日㈰
※桜の開花時期に合わせ、期間を変更する場合があります。
時間／午後5時30分～8時30分
場所／鉢形城公園内（案内図参照）
その他／車でお越しになる場合は、臨時駐車場（案内図参照）に駐車してください。

※大変危険ですので、路上駐車はしないようお願いします。
※根の保護のため、柵の中には立ち入らないようお願いします。

問い合わせ／生涯学習課（☎581・2121内線534）へ。

昨年までのライトアップの様子をスライドショーにまとめました。こちらもぜひご覧ください。
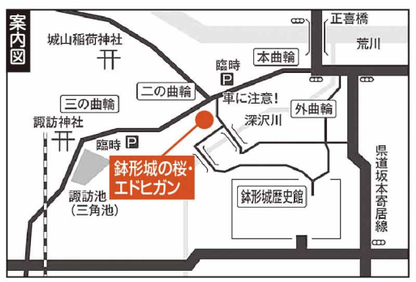
夜空に浮かび上がる古城の桜を眺め、春の訪れを感じてみませんか